

社会福祉法人あま市社会福祉協議会 ボランティア団体福祉啓発活動助成事業のご案内

ボランティアセンター登録団体による「くらしの課題」を解決するための先駆的・独創的な活動の提案・事業に対して、助成金を交付します！

対象団体



あま市内を活動拠点とするあま市社会福祉協議会ボランティアセンター登録団体であって、会則等を定め、2年以上継続的な活動をしている団体。

対象事業

令和4年4月1日から令和5年1月10日までにあま市内で実施される以下の事業。

- ・高齢者や子ども、障がい児者、在日外国人等への支援や交流。
- ・ボランティアや市民活動を広めるための学習会や研修会及び催し。
- ・地域おこしや文化活動、先駆的・ユニークな事業で他のモデルになる様な事業。

ただし、下記の事業は対象となりません。

障害者総合支援法・介護保険法等公的な施策による事業。営利を目的とする事業。
他から助成を受けている事業。その他不相当と本会会長が認めたもの。



対象経費の例

- ・ 諸謝金…講師謝礼や交通費等
- ・ 消耗品・器具備品費…事業に使用する消耗品及び備品（PC、カメラ等他事業にも使用可能な汎用性の高い備品の購入費は除く）等
- ・ 通信運搬費…切手代、ハガキ代、送料等
- ・ 印刷製本費…印刷用紙代、インク代、印刷代等
- ・ 賃借料…会場、車両、資機材等の借用料
- ・ その他、上記目的に該当する事業を実施する際の諸経費



対象外経費の例

- ・ 日常的な運営経費（人件費、家賃、光熱水費、電話代、消耗品費、ガソリン代・飲食代・会場使用料・保険代・冷暖房費等）
- ・ 団体所属会員の互助に類する目的の事業に係る経費
- ・ 施設の備品に相当するもの（テーブル・座椅子等）
- ・ その他不相当と本会会長が認めたもの



助成額

・ 1団体につき上限100,000円（交付時期は令和4年5月上旬）

※1回につき、1団体1事業までの申請で、最長5回（5年）まで助成を受けることができます。

提出書類

- ・ ボランティア団体福祉啓発活動助成事業申請書（様式1）

受付期間

令和3年10月15日(金)から令和3年11月15日(月)

平日午前8時30分から午後5時15分まで

審査方法

- ・一次審査:書類選考
- ・二次審査:一般公開プレゼンテーション(令和4年2月実施予定)

審査基準

- ・審査基準として、申請事業の必要性、先駆性、広範性、継続性、効率性などの項目で審査をします
- ・審査員の評価点の平均点により助成額を決定し、予算範囲内で上位団体より助成額を決定します。

【参考】

基準	内容
必要性	あま市における福祉課題を根拠とするものであるか
先駆性	既存の取り組みがない福祉課題の解決を目指すものであるか
広範性	助成金の対象となる事業の参加者が特定の者でなく広く参加を促すものであるか
継続性	事業実施の効果が継続的に期待できるものであるか
効率性	事業の経費が効率的に使われるものであるか
その他	その他重要と思われるもの

募金協力

共同募金の配分金で事業が行われていることが分かるように、事業のチラシへの共同募金ロゴの記載や、事業当日の募金活動等への協力をお願いします。

実績報告

事業終了後1か月以内に以下の書類を提出して下さい

- ・ボランティア団体福祉啓発活動助成事業報告書(様式6)
- ・収支の分かる領収書の写し
- ・写真や印刷物等事業内容の分かるもの
- ・受配者から寄付者へのありがとうメッセージ

この助成金はみなさまから寄せられた「赤い羽根共同募金」を財源にしています。



留意事項

- ・申請内容(個人情報は除く)は一般公開プレゼンテーションで公表させていただきます。なお、申請書等に記載されている個人情報については、本会個人情報保護規定に基づき、適正に管理いたします。
- ・一般公開プレゼンテーション審査の様子や選考結果については、本会ホームページ等で公表させていただきます。
- ・ご提出いただいた申請書は返却できませんのでご了承ください。なお、申請内容については問合せをさせていただくことがございますので、申請書の写しを必ず保存しておいてください。
- ・実績が助成額を下回った場合や、事業が適正に実施されなかった場合などにおいて、助成金を返還いただく場合があります。(実施要綱をご確認ください。)

申請から完了までの流れ

①申請受付

受付期間:令和3年10月15日(金)から令和3年11月15日(月)まで

申請書類の配布・受付:あま市社会福祉協議会ボランティアセンター(甚目寺総合福祉会館内)

助成事業申請方法説明会:令和3年10月22日(金)14:00~ 甚目寺総合福祉会館 奉仕の部屋

※申請書類は、本会のホームページからダウンロード出来ます。

②一次審査

審査時期:令和3年12月中 審査方法:書類選考 一次審査決定通知:令和3年12月中に発送

③二次審査

審査時期:令和4年2月中 審査方法:一般公開プレゼンテーション審査 決定通知:審査当日発表

審査会場:甚目寺総合福祉会館

④助成金交付

二次審査決定通知:令和4年3月中に発送 請求書提出:令和4年4月末までに本会へ提出して下さい。(助成金交付は令和4年5月中になります。)

⑤事業実施

事業実施:令和3年4月1日から令和4年1月10日までに事業を実施してください。

事業名称等:本助成金を受けて取組む事業の名称は「**赤い羽根共同募金助成事業〇〇〇(事業名)**」とし、パンフレットや当日資料、作成物等に「**共同募金を財源とした助成事業**」である旨を明記して下さい。

⑥完了報告

報告書提出:事業実施後1か月以内に所定の報告書を本会へ提出して下さい。

問合せ

本所地域福祉課 ボランティアセンター

〒490-1104 あま市西今宿馬洗46番地

(甚目寺総合福祉会館内)

電話:052-443-4291 FAX:052-443-5461